

知っていますか？

平成28年4月
スタート

障害者差別

みんなで考えてつくろう
差別のない社会

解消法

障害者差別解消法 って、

どんな法律 なの？



「障害を理由とする差別」をなくすための法律です

障害者差別解消法は、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者の、障害がある人に対する「障害を理由とする差別」をなくすための決まりごとを定めた法律です。障害があるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的としています。

この法律で
対象となる

「障害のある人」とは？

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含みます）、そのほか心身の機能の障害がある人で、障害や社会的な障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている人です。障害者手帳をもっていない人も含まれます。

この法律で
対象となる

「民間事業者」とは？

営利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般的な企業やお店だけでなく、たとえば個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となります。

障害のある人への「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます！

不当な差別的取扱い

正当な理由がないのに、障害を理由としてサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人にはつけないような条件をつけたりすることです。

合理的配慮の不提供

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があつたにもかかわらず、負担になりすぎない範囲で、「社会的障壁」を取り除く配慮をしないことです。



相模原市

湘南都市 さがみはら

合理的配慮ってなに？

障害者から意思の表明があった際に、負担になりすぎない範囲で「社会的障壁」を取り除くことです。合理的配慮は、一人ひとりのニーズに応じた対応が必要で、工夫することで、結果的に障害者、周囲の人々双方の負担軽減になります。

■合理的配慮の具体例

お店で

視覚障害のある人に、レストランのメニューに書かれている内容などを店員が読み上げながら説明する。



出入り口で

車いすを利用している人などのために、出入り口にスロープを設置するなどして出入り口の段差をなくす。



合理的な配慮が必要な「社会的障壁」って、具体的にどんなこと？

心身の障害によるものだけでなく、障害のある人にとって日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるさまざまなもので、次のような**事物**、**制度**、**慣行**、**観念**などがあげられます。特に女性やこどもの場合は、その特性に応じた配慮も必要です。

社会における事物

通行、利用しにくい施設、設備など

制度

利用しにくい制度など

慣行

障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など

観念

障害のある人への偏見など

■社会的障壁の具体例

建物の段差

3センチ程度の段差でも車いすは進めなくなります。



ホームページ

すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。



この法律で守らなければならないことのポイント

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体など	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	法的義務 障害者に対して合理的配慮を行わなければならない。
民間事業者など 民間事業者には、個人事業者、NPO法人などの非営利事業者も含まれます。	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	努力義務 障害者に対して合理的配慮を行うよう努めなければならない。

こんなことってありませんか？

「不当な差別的取扱い」 の具体的な例

例①

お店で

レストランなどの飲食店に入ろうとしている障害のある人を、車いすを利用しているということを理由に断った。



例②

入会
手続きで

スポーツクラブやカルチャーセンターなどに入会しようとする人が、障害があることを伝えると、そのことを理由に断った。



例③

賃貸契約で



アパートやマンションを借りようとする人が、障害があることを伝えると、そのことを理由に部屋を貸さなかった。

「合理的配慮の不提供」 の具体的な例

例④

受付で

聴覚障害があることを伝えただにも関わらず、マスクを外さなかったり、筆談ではなく、音声のみでの説明を続け、内容がわからなかった。



例⑤

会議で

会議に参加した障害のある人が、内容を理解するためのサポートが必要だと申し出たが、何の対応もしなかった。



例⑥

街の中で



障害のある人が目的地に行くのに道順をたずねたが、早口で聞き取れなかった。

もっと知りたい 障害者差別解消法

Q 合理的配慮を、行政機関などは「法的義務」、民間事業者などは「努力義務」としているのはなぜ？

A 合理的配慮は行政活動のほか、教育、医療、公共交通など幅広い分野が対象となり、多種多様な配慮が求められます。そこで、行政機関などは率先して取り組むように法的義務とし、民間事業者などは各分野の対応方針による努力義務として自主的な取り組みを促しています。



Q 合理的配慮の努力義務をきちんと守らなかった場合は？

A 同じ民間事業者などが繰り返し障害のある人の権利利益の侵害になるような差別を行い、自主的な改善も期待できない場合などには、その事業分野を担当する大臣が、報告を求めたり、助言・指導、勧告といった行政措置を行ったりします。

Q 日常生活の個人的な人間関係のなかでも、この法律に違反したら罰せられる？

A 障害者差別解消法は、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象とした法律で、一般の人が個人的な関係で障害のある人と接するような場合や、個人の思想や言論は対象としていません。ただし、すべての人が障害や障害のある人への理解を深めることは大切なことです。



Q 障害者差別解消法について、どこに問い合わせればいいのか？

下記の担当窓口までお問合せください。

A ●お問合せ先

障害政策課

☎ 042-707-7055 FAX 042-759-4395

UD FONT by MORISAWA ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。